

市政記者各位

## 高齢者施設の防災力を高める支援を行います！！

高齢者施設においては、要配慮者が多くサービスを利用されるため、災害発生時に適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築する「防災力」が特に重要です。

また、昨年度から、業務継続計画（BCP）の策定や訓練・研修の実施が義務化されていますが、高齢者施設の運営事業者も、防災の専門家がいるわけではなく、作成した計画が災害時にうまく機能するのか、避難訓練は具体的に何をすれば良いのかなど、不安の声が聞かれていました。

そこで、福岡市では今年度、高齢者施設に防災のコンサルタントを派遣し、業務継続計画（BCP）及び避難確保計画の検証や、効果的な訓練の実施に関する助言等、きめ細かな伴走支援を行うことで、高齢者施設の「防災力」を高めます。

### 記

#### 1 事業概要

防災のコンサルタントを高齢者施設に派遣し、業務継続計画等の検証や、施設で行う研修・訓練に関する助言を行う。また、事業を通じて把握したポイントを整理した手引き等を作成し、市内関係施設に展開する。

#### 2 対象となる施設（8から12施設に派遣）

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、  
介護老人保健施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、  
介護付き有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、  
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、  
通所系サービス（通所介護・認知症対応型通所介護）



#### 3 スケジュール

【7月頃から】

派遣を希望する施設へ防災のコンサルタントを派遣

#### 【問い合わせ先】

福祉局高齢社会部事業者指導課 立山  
電話 711-4973（内線 2044）

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す『福岡100』を進めています。

『福岡100』WEBサイト▶



**福岡100**  
何歳でも  
チャレンジできる  
未来のまちへ

## 1 「業務継続計画(BCP)」とは

- 非常災害等の発生時において、利用者にサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画。
- 介護サービス事業所は、令和6年度から策定が義務化されている。
- 中小企業庁のホームページでは、BCPについて以下のように説明。

「BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手法などを取り決めておく計画のことです。」

## 2 「避難確保計画」とは

- 洪水、土砂災害及び津波災害が発生するおそれのある場合に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画。
- 避難確保計画作成等が義務付けられる施設（要配慮者利用施設）は、浸水想定区域（洪水・高潮・内水）、土砂災害警戒区域または津波災害警戒区域内に位置する施設等が該当。